

## 規則

埼玉県看護師等育英奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第六十号

埼玉県看護師等育英奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県看護師等育英奨学金貸与条例施行規則（平成十年埼玉県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「前条第二項の規定により貸与の決定を受けた者（以下「被貸与決定者」という。）」を「奨学金の貸与を受けようとする者」に改め、同条ただし書を削る。

第四条中「被貸与決定者」を「第一条第二項の規定により貸与の決定の通知を受けた者（以下「被貸与決定者」という。）」に改める。

第六条中「者」の下に「（以下「被貸与者」という。）」を加える。

第七条及び第八条中「奨学金の貸与を受けた者」を「被貸与者」に改める。

「貸与申請者が上記申請につき親権者（未成年後見者）」を削り、「**④**」を削り、  
親権者

未成年の場合に記入してください。  
「**※** 貸与申請者が未成年後見人）住所  
上記申請について同親権者（未成年後見人）住所」

氏名 住所  
**④** 続柄  
を 親権者（未成年後見人）住所

氏名 住所  
**④** 続柄  
者の場合に記入してください。  
意します。

人）住所

氏名 住所  
貸与申請者との関係  
に改める。

人）住所  
氏名 住所  
貸与申請者との関係」

様式第二号中「あと先」を「宛先」に改め、「因」を削り、「課 程」を「課  
目名」に、「上位から パーセント」を「上位 パーセント」に改める。

様式第三号中「申請書」を「貸与申請書」に改める。

様式第四号を次のように改める。

誓 約 書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

私は、埼玉県看護師等育英奨学金貸与条例（以下「条例」という。）を遵守し、学生としての本分を守り、勉学に励むとともに、卒業し、免許を取得した後は、直ちに埼玉県内において看護師等の業務に従事し、及び奨学金の返還の事由が生じたときは遅滞なく返還することを誓約します。

貸与申請者 住 所  
氏 名  
生年月日 年 月 日生  
電話番号

学校・養成所名  
課 程 名 第 学年  
貸与番号

貸与申請者が条例の規定により貸与を受ける奨学金に係る下記の返還の債務について、連帯して保証します。

記

- 1 奨 学 金 の 額 年額 円
- 2 奨学金の貸与期間 年 月から 年 月まで
- 3 延 滞 利 息 の 額 奨学金の返還事由が生じ、定められた期日までに返還の債務を履行しなかった場合、条例第11条の規定により、返還すべき額に年7.25%の割合を乗じて得た額

連帯保証人 住 所  
氏 名  
生年月日 年 月 日生  
貸与申請者との関係  
電話番号

連帯保証人 住 所  
氏 名  
生年月日 年 月 日生  
貸与申請者との関係  
電話番号

様は第五号中「あて先」や「宛先」及び「被貸与決定者」や「被貸与者」に於て、「㊦」を距る、  
「就業・進学以外」や「(1)~(3)以外（）」に於ては、

様は第六号中「あて先」や「宛先」に於て、「㊦」を距る、  
「被貸与決定者」や「被貸与者」に於て、「印」を距る。

様は第七号中「あて先」や「宛先」に於て、「㊦」を距る。

様は第八号中「あて先」や「宛先」に於て、「㊦」を距り、「電話番号」や「電  
被

話番号

に於ては、

貸与者との関係」

様は第九号中「あて先」や「宛先」に於て、「㊦」を距り、「続柄」や「被  
貸与決定者との関係」に於ては、

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。